

奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第六十一号

奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例施行規則（平成十八年三月奈良県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。
第八条第一項第一号中「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。
第一号様式から第四号様式までの規定中注を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際この規則による改正前の奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の規定による用紙で現に残存するものは、当分の間、使用することができる。